

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」等
の一部改正等について
(概要)

1. 背景

平成18年の制度創設以降、自家用有償旅客運送制度(道路運送法第78条第2号)は交通空白地有償運送で698団体、福祉有償運送で2428団体(令和5年3月末現在)の登録があり、地域住民の移動手段として活用が図られてきたところですが、この間、制度の使い勝手について様々なご意見をいただいていたことから、これまでの地域の指摘を踏まえ、昨年12月の「デジタル行財政改革会議 中間とりまとめ」(令和5年12月20日デジタル行財政改革会議決定)において、すみやかに制度を改善していくこととされました。

これを受けて、まず昨年12月28日には、①「交通空白地」の目安を提示するとともに夜間などの「時間帯による空白」概念を取り込む、②自家用有償旅客運送の実施主体からの受託により株式会社が参画できることを明確化する、③観光地において宿泊施設が共同で車両を活用することを促進する、④自家用有償旅客運送の「対価」の目安をタクシー運賃の「約8割」とすることについて、必要な措置を講じたところです。

今般、この新たな仕組みと合わせ、従来の自家用有償旅客運送制度について、移動の足の確保に困難が生じているとの地域の声を踏まえ、さらなる制度改善を行うべく、以下のとおり関連通達の改正等を行うため、パブリックコメントを開始いたします。

本件はあくまでもたたき台であり、広く国民の皆様の意見・情報を募集したうえで、その内容を決定してまいります。

2. 改正の概要

(1) ダイナミックプライシングの導入

自家用有償旅客運送において、一定のダイナミックプライシングを導入するため、通達「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」に以下の事項を明記する。

- ① 自家用有償旅客運送の実施主体は、需給に応じて、通常収受することとなっている対価に対して、5割増を上限、5割引を下限として、柔軟に対価の額を設定することが可能。
- ② ダイナミックプライシングを導入するに際しては、
 - ・ 対価の額をリアルタイムに変動させる
 - ・ 対価の額が変動する時間帯や要件をあらかじめ決定するのいずれの手法も可能。
- ③ 一定期間において、自家用有償旅客運送によって収受した対価の総額は、「実費」の総額の範囲内であればならないことから、これを3ヶ月ごとに確認。

(2) タクシーとの共同運営の仕組みの構築

タクシーサービスの補完として自家用有償旅客運送を活用するため、通達「一般乗用旅客自動車運送事業者と自家用有償旅客運送者の共同運営体制の整備について」を作成し、以下のとおり、タクシー事業者と市町村・NPO等との共同運営（タクシーサービスと自家用有償旅客運送サービスとの一体的な提供）が可能であることを明記する。

- ① タクシーと自家用有償旅客運送の一体的な配車サービスを導入し、タクシーの配車ができない場合に、自家用有償旅客運送を配車。
- ② 共同運営を実施する場合には、利用者が支払う額はタクシー運賃と同額とした上で、うち約8割（実費相当額）は市町村・NPO等が収受し、約2割は地域公共交通の確保改善に活用。

(3) 通達「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」に以下の事項を明示する

a. 地域公共交通会議の運営手法の見直し

自家用有償旅客運送を導入するにあたって、地域公共交通会議で2か月程度協議してもなお結論に至らない場合には、協議内容を踏まえ首長の責任により判断できることを明記する。

b. 運送区域の設定の柔軟化

運送区域外へ行く運送も運送区域外から戻る運送も可能であること、また、当該運送を行う場合には関係市町村に通知することを明記する。

また、隣接する複数市町村が自家用有償旅客運送を共同化すべき場合もあり、地方運輸局や都道府県が当該共同化を促すことを明記する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和6年4月